

学校法人城西大学情報セキュリティ基本方針

令和元年9月26日施行

学校法人城西大学及びその設置する大学（以下「本法人」という。）が、教育活動、学術研究、地域貢献を推進し、社会的責務を果たすためには、情報基盤の整備に加え、情報資産のセキュリティの確保が必須です。

本方針は、本法人の情報セキュリティに対する根本的な方針や姿勢を定めるものです。

1. 本法人の管理下にある重要な情報資産を本方針による保護の対象とします。また、本法人の情報資産を利用する全ての者を本方針の適用対象とします。
2. 情報資産に対する不正アクセス、破壊、改ざん、漏えい又はサービス妨害等の脅威を明確にし、リスクの評価を行った上で、物理的、技術的、人的なセキュリティの各側面において、必要となる情報セキュリティ対策を決定します。
3. 本法人の全構成員（役員等、専任・非専任の教職員等及び学生等）に対し、情報セキュリティの重要性を認識させ、情報資産を適切に取り扱うよう周知徹底を図ると共に、継続的に教育を実施します。
4. 外部委託を行う際には、外部委託先業者に契約上で遵守すべき情報セキュリティ管理対策を明確にし、契約書面に手順と共に明記し、適切に維持されていることを継続的に確認します。
5. 本方針に基づく活動を継続的に実施・改善していくための体制を確立し、情報セキュリティの推進を図るものとします。
6. 万一、情報セキュリティ上の事件又は事故が発生した場合、迅速に対処する体制を確立し、被害を最小限にとどめると共に再発防止に努めます。
7. 本方針及び情報セキュリティに関する規程に基づき、誠実に行動します。なお、違反した場合の利用の規制及び罰則は、学則・業務規則等に則って行うほか、別に定めるところとします。

以 上